

《鳴門市農業委員会 10月総会 議事録》

開催日時 平成30年10月29日(火) 午後2時

開催場所 うずしお会館2階 第2会議室

出席委員

1番	大西 善郎	3番	小田 常雄	4番	金田 善雄
5番	木下 茂	6番	齋藤 はつ子	7番	柴田 精治
8番	谷口 清美	10番	中井 弘	11番	仲須 眞理
12番	長谷目 隆	14番	林 博子	15番	板東 幸雄
16番	藤本 詳治	17番	増金 義文	18番	松村 多美子
19番	向 栄治	20番	八木 健治		

欠席委員

2番	小川 利	9番	手塚 弘二	13番	濱堀 秀規
----	------	----	-------	-----	-------

議 案

議案第1号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について	
		所有権移転 1件
議案第2号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	6件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	4件
議案第4号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について	5件
議案第5号	買受適格証明願について	2件

報 告

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について	8件
②農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	5件
③農地法第18条第6項の規定による通知について(残存小作地の合意解約)	1件
④使用貸借解約について	2件
⑤農地であることの証明願について	2件
⑥地目照会について	2件

事務局長 ただ今から平成30年10月の農業委員会を開会いたします。
開会にあたり、谷口会長よりご挨拶をお願いします。

谷口会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございました。
それでは事務局より委員定数のご報告をいたします。
委員定数20名の内、出席委員17名、欠席委員3名であり、過半数に達して
おります。よって鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定により、この総会が成
立していることをご報告いたします。
それではこの後の進行は谷口会長にお願いいたします。

谷口会長 議事に入ります前に、本日の議事録署名人を選任します。
本日の署名人は16番 藤本委員、17番 増金委員にお願いいたします。
それではこれより議案に基づき、議事を進行してまいります。
『議案第1号』農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
の審議に入ります。
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

農林水産課係長 <1. 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について 1件>
・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 ただいまの説明について、ご質問・ご意見等あればお願いします。
無いようでございますので、採決いたします。
申請番号1番の案件について、ただいまの説明のとおり承認することにご異議
ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番の案件については原案通り承認といたします。
以上で『議案第1号』については全てご審議いただきました。
次に『議案第2号』農地法第3条第1項の規定による許可申請についての審議
に入ります。
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <1. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 6件>
・申請番号1～6について申請内容説明

事務局次長 申請番号4、5、6番につきましては、前回からの継続審議ということで、保留させていただきました案件になっております。

この3件につきましては、後ほど事務局から前回からの経緯等についてご説明させていただきたいと思います。

谷口会長 それでは、地元委員さんよりご意見ををお願いします。

申請番号1番の案件について、地元委員さんからご意見ををお願いします。

八木委員 20番。申請地は、板東南ふれあいセンターから東に約400mの位置にある農業振興地域内の農地です。

譲受人である●●さんは大麻町でレンコンの栽培を行っている農家であり、約20年の農作業経験があります。

申請地は以前から●●さんが借り受けてレンコンを栽培しておりましたが、この度売買の話がまとまったため、今回の申請となりました。購入後も同様にレンコンを作付けする計画となっており、周辺の農地への影響はありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。

申請番号1番について採決いたします。

許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番については原案どおり許可といたします。

次に、申請番号2番の案件について、地元委員さんからご意見ををお願いします。

大西副会長 1番。申請地は、旧北灘西小学校から東に約400mの位置にある農地です。

この農地は、譲受人である●●さんの家の前にあり、譲渡人から耕作してもらえないかという話があり、売買の話がまとまりました。●●さんは兼業農家であり、約30年の農作業経験があり、水稻を栽培しております。今後も水稻を作付けする計画となっており、周辺の農地への影響はありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。

申請番号2番について採決いたします。

許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号2番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号3番の案件について、地元委員さんからご意見ををお願いします。

木下委員 5番。本申請については、申請地が大谷地区と池谷地区にまたがっているため、私から一括して説明させていただきます。
申請地は、宇志比古神社の西手にある農地です。
譲受人である●●さんは、現在農業は行っておりませんが、今回約6,500㎡の農地をまとめて購入し、すだち栽培を行う計画です。
申請地の一部には現在もすだちが栽培されており、そのまま活用する計画で、残りの農地についても整備を行った上で順次すだちを植樹する予定です。
適切に営農する旨の誓約書も提出されており、農協の指導も仰ぐ計画となっていることから、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号3番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号3番については原案どおり許可といたします。
次に、継続審議となっておりました、申請番号4、5、6番の案件についての審議に移ります。
まず、事務局からの説明をお願いします。

事務局主事 申請番号4、5、6番につきましては、先月の総会でもご審議いただいた上で、出席者17名全会一致で継続審議となった案件でございます。
まず、申請内容の整理をさせていただきますと、譲受人である●●さんは、▲▲の代表取締役であり、今回●●さん個人として農地を取得・借入する計画となっております。
農地法3条許可においては、許可の要件がいくつかありますが、提出された申請書類だけでは十分に確認ができない部分があり、より具体的な営農計画や根拠について書面による提出を求めるという結論に至りました。
これを踏まえまして、申請者へ審議内容を伝え、書面による追加資料の提出を求めたところでございます。
ここで、参考資料としてお配りしております、A4横版の「農地法第3条許可ができない場合」という資料をご覧ください。農地法第3条には、申請があった場合に許可をすることができない場合が示されており、各項目に該当する場合は許可をすることができません。今回は、この基準をクリアできているかどうかを

追加資料等により確認を行いました。お配りしている資料には今回の申請に関する部分を抜粋して記載しております。

今回の場合、③の面積要件については、権利を取得予定の面積が4,224㎡であることから、大麻町における認可基準を満たしている状況です。

残りの①、②について確認を行うために、追加資料の提出を求め、確認を行ったところでございます。

まず①についてですが、こちらには農地の効率的な利用について定められております。こちらの内容について、申請資料及び追加で提出された営農計画書等から内容の確認を行い、機械の所有状況、従事者の数、通作距離等について基準を満たしていることを確認しております。

特に、先月課題として挙げられておりました住所の件については、申請者の住所が鳴門市となっていることを住民票の原本において確認しております。先月の時点では、申請者の住所が大阪市となっており、申請者からは、鳴門市において月20日以上在住し、申請地における営農に従事できる状態であるということをお聞きしておりましたが、客観的に証明できる書類がなく、通作距離の面から農地の効率的な利用が確認できる状態ではありませんでした。このことから、実際に生活の拠点が鳴門市にあるのであれば、実態に合わせて住民票を移していただくようお願いさせていただきました。

その結果、住民票異動の手続きを行われ、鳴門市に住所を移した上で、住民票の原本もご提出をいただき、確認を行ったところでございます。

次に②の常時従事要件についてですが、こちらにも住所が大阪市であったことから、常時従事できることに対する確認ができませんでした。しかし、現在は申請者の住所が鳴門市にあり、徳島市に在住されている息子さんとともに合計150日以上常時従事ができる状態となっていることから、基準を満たしている状態です。なお、息子さんについても、徳島市の住民票の原本をご提出いただいております。

以上の結果、先月の総会でご意見として挙げられた事項につきましては、審査案件としての条件を満たしている状態となっております。

申請番号4、5、6番については、事務局からは以上でございます。

谷口会長

次に、地元委員さんからのご意見をお願いします。

小田委員

3番。この案件につきまして、前回継続審議となりましたが、その後事務局、申請者と内容について数回話を行いました。前回は、面積要件の4,000㎡はクリアしていたのですが、農地法による色々な要件の部分で許可できると判断できない状態でした。しかし、先ほど事務局からも説明がありましたように、要件の整備ができましたことから、許可してもよろしいかなと思っております。

発電出力が見込まれています。

本設備は平成 30 年 9 月に経済産業省の太陽光発電設備に係る設備認定をうけ、四国電力（株）との電力連系の契約も締結されています。

計画では、施設周囲にフェンスを設置して被害防除を図り、雨水については地下浸透と東西にかけて設置された水路による既設水路の排出にて対処します。

申請番号 2 番の事業計画では、太陽光発電パネルを 224 枚設置、49.5kw の発電出力が見込まれています。

本設備は平成 28 年 3 月に経済産業省の太陽光発電設備に係る設備認定をうけ、四国電力（株）との電力連系の契約も締結されています。

計画では、既設の垣根やフェンスの設置等により被害防除を図り、雨水については地下浸透にて対処します。

資金計画も妥当であり、他に適当な土地もなく、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長

それではお諮りいたします。

まず、申請番号 1 番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号 1 番については原案どおり承認することといたします。

次に、申請番号 2 番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号 2 番については原案どおり承認することといたします。

次に、申請番号 3 番の案件について、地元委員さんよりご意見を申し上げます。

長谷目委員

12 番。申請地は、大津中央公民館の南東にある農地です。譲受人が専用住宅の建設を計画していたところ、実家から近いことから新築住宅に適地として判断し、今回の申請となりました。

なお、申請地が資材置場として利用している状況が確認されたため、無断転用による指導を行いました。譲渡人からは始末書を提出させております。

周囲にコンクリート擁壁を新設して隣接する農地への被害を与えないようにする計画であり、排水については既設側溝に放流する計画のため許可しても問題ないと考えます。

谷口会長

ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、大津中央公民館から南東へ約 520m に位置し、第 2 種農地に該当します。

譲受人が専用住宅の建設を計画していたところ、実家から近く新築住宅に適した敷地として判断し譲渡人と話し合いが纏まったため、今回の申請となりました。

なお申請地の現状が、農地法の許可を得ずに砕石敷きを行い資材置場として利用している状況が確認できたため、譲渡人に無断転用による指導を行っております。また譲渡人より、今後は無断での転用行為を行わない内容の始末書が提出されております。

計画については、周囲にコンクリート擁壁を新設して土砂・雨水の流出を防ぎ、隣接する農地への被害防除を図ります。

排水については浄化槽から新設の集水枡を經由し、申請地東側に存在する既設側溝に放流する計画となっており、地元水利組合の同意も得ております。

他に適当な土地もなく、周囲への影響も軽微であることから事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。

申請番号 3 番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号 3 番の案件については、原案通り承認することといたします。

次に、申請番号 4 番の案件について、地元委員さんよりご意見を申し上げます。

柴田委員 7 番。申請地は、牛屋島大橋から北西にある農地です。

譲受人は、現在使用している資材置場の賃貸借契約が終了するため、代替用地を探していました。そこで、事務所から近い等により申請地が資材置場として適地であると判断したため、今回の申請となりました。

隣接する農地との間にある既設のコンクリート擁壁や、養生シートの使用により周辺農地への被害防除に努める計画であり、排水については地下浸透にて対処する計画のため、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんよりご意見をいただきました。

次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、牛屋島大橋から北西へ約 300m に位置し、第 2 種農地に該当します。

譲受人は板野郡北島町にて●●を経営しています。現在は大麻町市場にて約 300 m²の資材置場を借りて利用していましたが、その賃貸借契約が終了するため、代替用地を探していました。そこで、事務所から比較的近く、主たる道路か

らの進入路の幅員も 4.0m であり資材置場として適地であると判断したため、今回の申請となりました。

計画では、造成は行わずに除草のみ行い利用する予定であり、申請地に隣接する農地との間にある既設のコンクリート擁壁、養生シートにて覆うことにより周辺農地への被害防除に努めます。

排水については雨水のみのため、地下浸透にて対処します。

他に適当な土地もなく、周囲への影響も軽微であることから事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。
申請番号 4 番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 < 異議なし >

谷口会長 申請番号 4 番の案件については、原案通り承認することといたします。
以上で『議案第 3 号』についてはすべてご審議いただきました。
次に、『議案第 4 号』相続税の納税猶予に関する適格者証明に入ります。
まず、申請番号 1 番から 5 番の案件について、事務局より説明を求めます。

事務局係長 < 4. 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 5 件 >
・ 申請番号 1 ～ 5 について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんのご意見をお願いします。
まず、申請番号 1 番の地元委員さんをお願いします。

中井委員 10 番。本申請については、申請地が里浦地区と粟津地区にまたがっているため、私から一括して説明させていただきます。

●●さんは里浦町で甘藷を生産する農家であり、約 3 ha の農地を所有しています。

鳴門市で認定農業者として認定されている実績もあり、今後も農業経営を続けていく意思も確認できていることから、今回の申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号 1 番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 < 異議なし >

谷口会長 申請番号1番の案件については原案どおり承認することといたします。
次に、申請番号2番の地元委員さんお願いします。

金田委員 4番。本申請については、申請地が矢倉地区と徳長地区にまたがっているため、私から一括して説明させていただきます。
●●さんは大津町で甘藷を生産する農家であり、約3haの農地を所有しています。
地域の担い手といえる農家でもあり、今後も農業経営を続けていく意思も確認できていることから、今回の申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号2番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号2番の案件については原案どおり承認することといたします。
次に、申請番号3番の地元委員さんお願いします。

仲須委員 11番。●●さんは大津町でれんこんを生産する農家です。
今回の申請地については、被相続人である▲▲さんの時代から、利用権設定により周辺農家へ貸付が行われていました。
相続後も引き続き貸付を行う予定であり、申請者から事務局の方へも納税猶予の適用を受けることができる旨の確認が取れていることから、今回の申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号3番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号3番の案件については原案どおり承認することといたします。
次に、申請番号4番の地元委員さんお願いします。

小田委員 3番。●●さんは大麻町で水稻、れんこん、梨を生産する農家です。
会社を退職された後、まじめに農業に取り組まれております。地域の担い手といえる農家でもあり、今後も農業経営を続けていく意思も確認できていることか

ら、今回の申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号4番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号4番の案件については原案どおり承認することといたします。
次に、申請番号5番の地元委員さんお願いします。

小田委員 3番。●●さんは大麻町と北島町でれんこん、梨、水稻を生産する農家であり、
約2.5haの農地を所有しています。
鳴門市で認定農業者として認定されている実績もあり、今後も農業経営を続けていく意思も確認できていることから、今回の申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号5番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号5番の案件については原案どおり承認することといたします。
以上で『議案第4号』については全てご審議いただきました。
次に、『議案第5号』買受適格者証明願に入ります。
まず、事務局より説明を求めます。

事務局係長 <5. 買受適格者証明願について 2件>
・申請番号1、2について申請内容説明

谷口会長 ただ今、説明のありました内容について、ご質問・ご意見等ございませんか。

谷口会長 無いようでございますので、『議案第5号』については原案どおり承認することといたします。
以上で『議案第5号』については全てご審議いただきました。
次に、『議案第6号』報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。

事務局係長

< 6. 報告事項 20件 >

- | | |
|---------------------------|----|
| ①農地法第3条の3第1項の規定による届出について | 8件 |
| ②農地法第5条第1項第6号の規定による届出について | 5件 |
| ③農地法第18条第6項の規定による通知について | |
| (残存小作地の合意解約) | 1件 |
| ④使用貸借解約について | 2件 |
| ⑤農地であることの証明願について | 2件 |
| ⑤地目照会について | 2件 |

谷口会長

ただ今、事務局より説明のありました報告について、ご質問等ございませんか。

谷口会長

無いようでございますので、『議案第6号』報告事項については、原案どおり承認することといたします。

以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。

その他、何かございますか。

それでは、これもちまして平成30年10月の総会を終了いたします。

ありがとうございました。

閉会 14時50分

平成30年10月29日

会 長 谷口 清美

議事録署名者 藤本 詳治

議事録署名者 増金 義文